

[事案 2021-104] 特定状態保険金支払請求

・令和3年11月11日 裁定終了

<事案の概要>

余命6か月以内と診断されたにもかかわらず、リビング・ニーズ特約にもとづく特定状態保険金が支払われないことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

胃がんにより入院し、平成25年7月に余命6か月以内である旨宣告され、その後、令和3年2月にリビング・ニーズ特約にもとづき特定状態保険金を請求したが、支払事由である「被保険者の余命が6か月以内と判断される場合」に該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、特定状態保険金を支払ってほしい。

- (1) 診断書に記載されているとおり、平成25年7月に余命6か月以内と宣告されている。
- (2) 保険会社から、特定状態保険金の請求ができることを案内されなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特定状態保険金の請求時点では、被保険者の余命は6か月以内ではない。
- (2) 診断書等の内容によれば、日本で一般に認められた医療による治療を行った場合には、「被保険者の余命が6か月以内と判断される場合」に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、リビング・ニーズ特約にもとづく特定状態保険金の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。